

兵庫県規則第62号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存の方法)

第3条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第5条 条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第6条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定に基づき、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等の承諾等)

第7条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定に基づき、書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、次条第1項に規定する電磁的方法のうち民間事業者等が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的記録による交付等の方法)

第8条 条例第6条第1項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

- (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。